

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年 6月 25日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所 山口県周南市新宮町1番1号	
氏 名 出光興産株式会社	
執行役員 徳山事業所長	
電話番号 0834-21-1103	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	出光興産株式会社 徳山事業所
事業場の所在地	山口県周南市新宮町1番1号
計画期間	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	石油化学系基礎製品製造業〔1631〕
② 事業の規模	製造品出荷額 3,600億円/年
③ 従業員数	592人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1-1のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙1-2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 2025年度）実績】 別紙2-2のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 当事業所から発生する特別管理産業廃棄物は、汚泥(排水処理装置からの汚泥、タンク開放工事で発生するタンクスラッジ)、廃油、廃アルカリ、廃酸、PCB処理物である。排出される廃棄物は再資源化又は中間処理で減量させている。		
② 計画	【目標】 別紙2-2のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 排水処理装置からの汚泥、タンク開放点検で発生するタンクスラッジは今後も継続して発生する。水分を極力減らすよう改善して発生量を減らす。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・タンクスラッジはタンク開放検査時に発生するため、発生したタンクスラッジはドラム缶に入れ専用の置場に保管している。 ・日常保全工事で発生する廃棄物の仮保管は専用の廃棄物仮保管場所を設置し分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥の分別では、ベンゼン等の有害物質含有状況を確認して排出する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ ― 年度）実績】 ―		
	特別管理産業廃棄物の種類	―	―
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	― t	― t
	(これまでに実施した取組) 無し		
② 計画	【目標】 ―		
	特別管理産業廃棄物の種類	―	―
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	― t	― t
	(今後実施する予定の取組) 無し		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2025年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害産業廃棄物	―
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	― t	― t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	27.09 t	― t
	(これまでに実施した取組) 製造装置排水を総合排水処理施設で処理する際に発生する汚泥を脱水により減量し、処理後にセメント原料として再利用している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害産業廃棄物	―
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	― t	― t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	360.36 t	― t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥は脱水施設を用いて可能な限り脱水を行い減量化に努める。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（ — 年度）実績】 —		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 無し		
② 計画	【目標】 —		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 無し		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

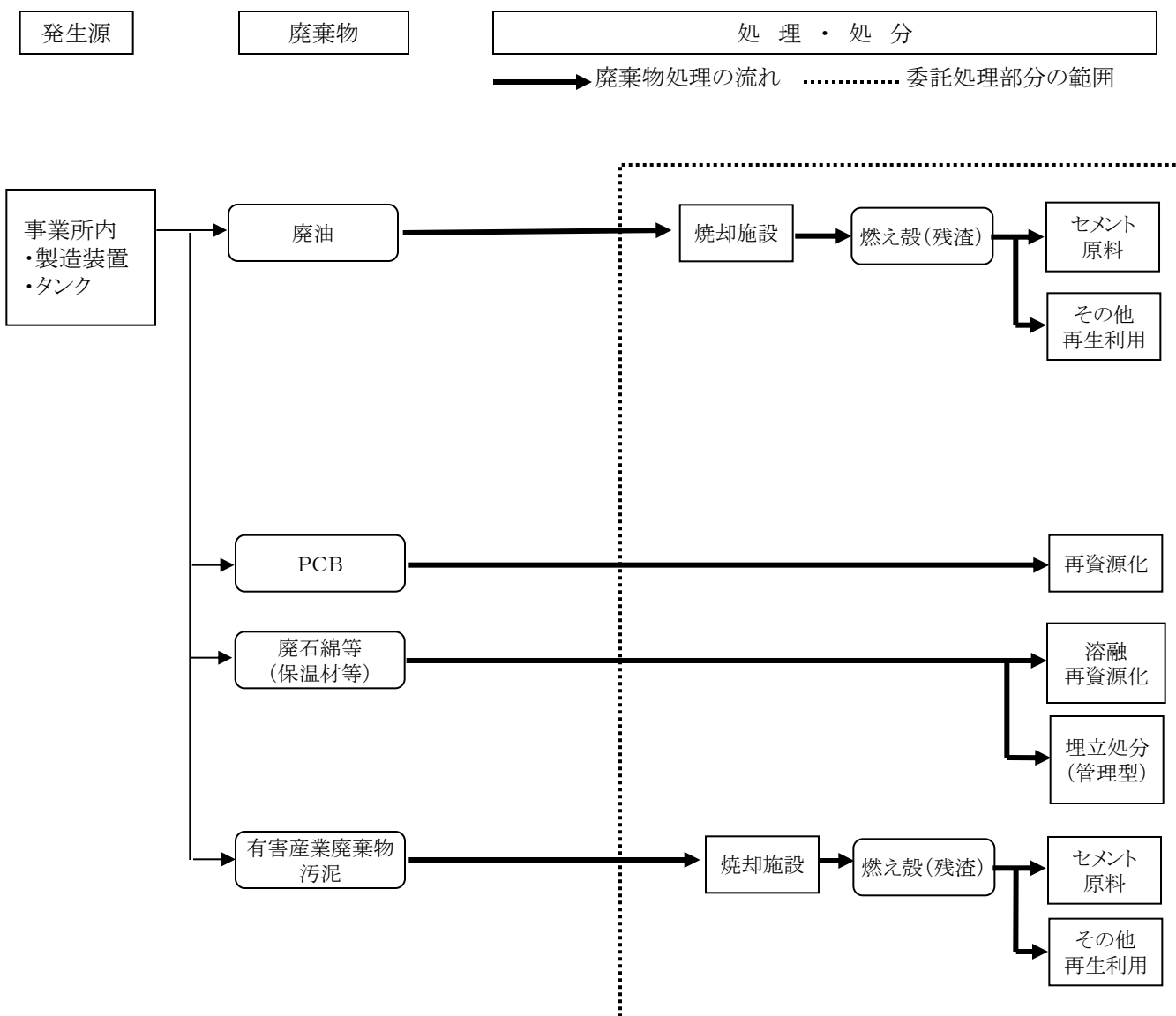
① 現状	【前年度（ 2025年度）実績】 別紙2-2のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の委託処理について、書面にて契約を結びゼロエミッションに寄与できる等の基準で委託先を選定し実施している。		

② 計画	【目標】 別紙2-2のとおり 【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ゼロエミッションを推進しているので、再生利用が可能な廃棄物 処理会社を選定する。 ・廃棄物処理会社の優良認定の取得が進んでおり、今後も産業廃棄 物委託処理契約時の重要な判断基準とする。現在委託契約を行っ ている処理会社で未取得の場合は、定期的な現地確認の際に優良 認定処理業の取得に向けた活動をお願いします。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 2025年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	2,546.33 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

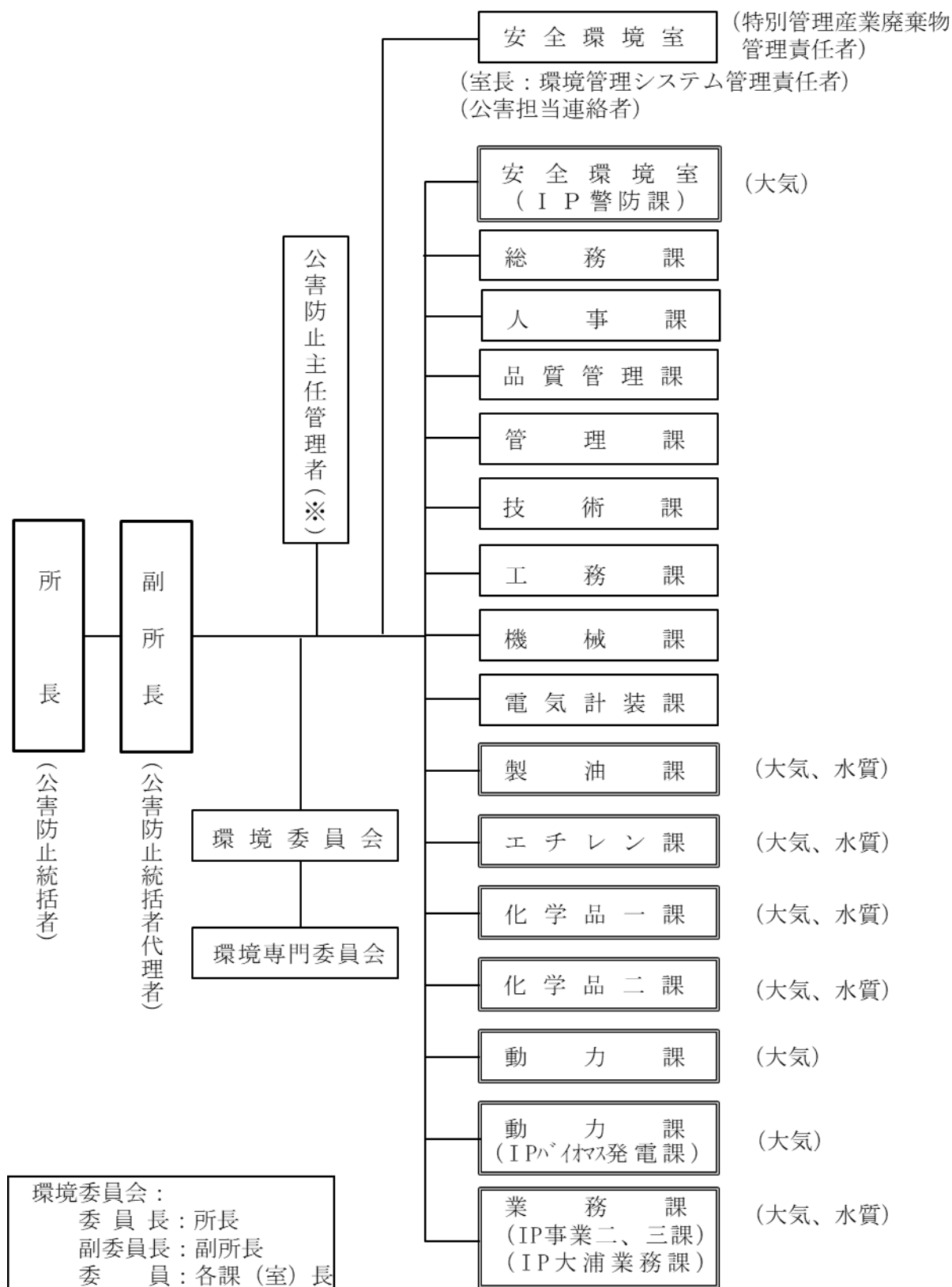
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1－1 特別産業廃棄物の一連の処理の工程



別紙 1 - 2 管理体制図

(1/2)



(は公害防止管理者選任課を示す。)

※公害防止主任管理者は、運転課長を除く役職者から選任

環境管理機構図（徳山事業所）

（2 / 2）

責任者及び管理組織

公害防止統括者	徳山事業所長
廃棄物担当部署	安全環境室
環 境 委 員 会	○環境方針、環境管理計画の策定、環境管理に関する現況の把握、対策の件等、環境保全の推進等を図り、必要な事項を審議・決定する ○環境委員会は、公害防止管理者等予め指名された者（室・課長）で構成し、年4回開催するほか、委員長が必要と認めた時は、随時に開催する ・委員長－所長 ・委員－指名された者（室・課長） ・事務局－安全環境室
環境専門委員会	○環境保全に関する事項についての調査・研究等を行う ○環境専門委員会は、各課から選任された者で構成し、委員長が必要と認めた時は、随時開催する ・委員長－安全環境室長 ・専門委員－選任された者 ・事務局－安全環境室
特別管理産業廃棄物管理責任者	○特別管理産業廃棄物の処理に関する業務及び次に掲げる業務を行う ア. 特別管理産業廃棄物の適正な処理の指導、援助 イ. 特別管理産業廃棄物の処理状況の把握及び公害防止主任管理者への報告 ウ. 異常時の措置の指示及び公害防止主任管理者への報告

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和8年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名 称	出光興産株式会社 徳山事業所	所在地(市町名)	周南市	事業の種類	石油化学
-------------	----------------	----------	-----	-------	------

区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油	404.53	75.28									404.53	75.28	404.53	75.28	404.53	75.28				
	廃酸	1.28	1.004									1.28	1.004	1.28	1.004	1.28	1.004				
	廃アルカリ	1.94	0.484									1.94	0.484	1.94	0.484	1.94	0.484				
	感染性産業廃棄物																				
	PCB																				
	PCB汚染物																				
	PCB処理物	1.63	0.90									1.63	0.90	1.60	0.90	1.63	0.90				
	廃石綿等																				
	有害産業廃棄物	2,138.57	2,611.86					27.09	360.36			2,111.48	2,251.50	2,111.48	2,251.50	2,111.48	2,251.50				
	計 (B)	2,547.96	2,689.52	0.00	0.00	0.00	0.00	27.09	360.36	0.00	0.00	2,520.87	2,329.16	2,520.84	2,329.164	2,520.87	2,329.164	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000